

東大和市民会館条例の一部を改正する条例

東大和市民会館条例（平成12年条例第49号）の一部を次のように改正する。

本則（第3条ただし書及び第14条ただし書を除く。）中「市長」を「教育委員会」に改める。

第3条ただし書中「市長」を「東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条第2項中「、前項」を「、同項」に改める。

第7条第3項第2号中「規則」を「東大和市教育委員会規則（以下「規則」という。）」に改める。

第16条第3項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。